

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年 10月30日 (火) 午後2時30分

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員 (9人)

会長	11番	田原賢二
委員	2番	近藤雅浩
	3番	嶋田治仁
	5番	迫田和男
	6番	上野安男
	7番	山田伸二
	8番	石橋利明
	9番	西原芳明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員 (2名)

	1番	細川幹生
	4番	佐野多希子

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第29号 賃貸借の合意による解約について
第5	議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6	議案第31号 現況証明願について
第7	議案第32号 農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

局長	横山智
主任	平塚恭輔

7. 会議の概要

事務局長：ただ今から平成30年第10回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承願います。

会長よりご挨拶をお願いします。

田原会長：現地研修会に続きまして、第10回の農業委員会総会におきまして何かとお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。早いもので10月ももう後1日ということですが、昨年の今頃は10月に雪が降って、収穫作業に非常に苦労した訳でございますけども、今年につきましては比較的安定した天気が続きまして、ビートの収穫、豆の収穫、終盤を迎えていると思っておりますが、順調に作業が続いているのではないかと思います。また新聞等にも載っていますが、豆類においては不作ということで、豆類においては2割減、小豆においては3割減ということで豆類においては厳しい年となるとおもいます。またビートにおいては一定の見込みでありますけども6トン、糖分17%と平年作ということでまずは一安心されているのではないかと思います。また今日はこの後農政部会も予定しておりますのでよろしくお願いいたします。それでは今日の議案、慎重審議して参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長：ただいまの出席委員は、9名であります。
過半数に達していますので、津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。
これより本日の会議を開きます。

議長：日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。
会議録署名委員は、津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、8番 石橋委員、3番 嶋田委員を指名します。

議長：日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。
会期は本日1日とすることに、ご異議ございませんか。
【異議なしの声あり】

議長：異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長：日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長：諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承いたします。

議長：日程第4 報告第29号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。事務局長説明をお願いします。

事務局：議長、事務局主任

議長：事務局主任

事務局：それでは、報告第29号「賃貸借の合意による解約について」ご説明いたします。今回は、1件の通知がありました。離農に伴う解約でございます。議案書に基づいて説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による通知

賃貸借の合意による解約

番号15【賃貸人及び借借人住所氏名等】合意解約する土地の表示等 所在 豊永393番1、地目 畑、面積合計 33,185㎡の内4,000㎡、移転の内容 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成28年12月1日、終期 平成30年11月30日、全契約地 4,000㎡、合意解約の合意が成立した日 平成30年10月23日です。

位置図につきましては、次頁以降に添付してございますが、少しだけ説明させていただきますと、今回の対象の農地であります、393番1が全体 33,185㎡で、その内右側に解約する農地で4,000㎡と囲ってあります。この部分が今回解約の農地です。その左側の残りの29,000㎡程の農地につきましては違う方が借りておりますので、今回は右側の4,000㎡の農地ということになります。以上で説明を終わります。

議長：報告が終わりました。

報告第23号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

石橋委員：はい。8番石橋

議長：8番、石橋委員

石橋委員：規定の通知によると、終期通常であれば30年11月30日なのですが、ひと月位はやく合意解約ということなのですか

事務局：農地の借借人から、早く全て手放したいという話で、11月30日なのですが、できるだけ早くと言われまして、今回解約することになったということです。

議長：他にありませんか。

【ありませんの声】

議 長：質問等がないようですので報告第29号については、報告のとおりご了承願います。

議 長：続きまして日程第5 議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回の農地法第3条の申請は1件です。議案書に基づいて説明いたします。

農地法第3条

使用貸借による権利設定

番号25【貸主及び借主住所氏名等】土地の所在 活汲28番2外32筆、地目公簿・現況についてはお手元の資料の通りとなっています。面積合計 333, 445㎡の内303, 624㎡、利用状況 普通畑、契約種類 使用貸借権、始期 平成30年11月1日、終期 平成40年11月30日、設定後事業面積 303, 624㎡、申請理由 貸主 後継者に経営を譲るため 借主 父から経営を譲り受けるため

次頁の農地法第3条調査書をご覧ください。農地法第3条第2項第1号～第2項第7号には該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。また下段の農地所有適確法人以外の法人等の貸借の場合についても該当ございません。

位置図につきましては、次頁以降に添付してございますのでご確認いただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。議案第30号について質疑を求めます。

議 長：7番山田委員

山田委員：面積303, 000㎡は何が減っているのでしょうか。333, 445㎡の内となっていますが

議 長：事務局主任

事務局：現況畑となってございますけども、畑の中に山林となっている箇所があって、こちらの面積を出しております。

議 長：他にありませんか。

議 長：無いようですので、これにて質疑を終結します。これより議案第30号について採決します。

本件は原案の通り決することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長：異議ないものと認め、議案第30号は原案のとおり可決することに決定致します。

議 長：続きまして、日程第6 議案第31号「現況証明願について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは議案第31号「現況証明願について」ご説明いたします。今回1件の申請がありました。議案書に基づいてご説明いたします。

現況証明

番号7番【申請者住所氏名等】申請地 美都428番1外3筆、公募地目 畑、現況地目はお手元の資料の通りとなっています。面積 22, 498㎡、利用状況 山林【所有者住所及び氏名】、願出理由 現況に相違ないことを証明願う、使用目的 地目変更登記申請のため。

位置図につきましては次頁以降に添付してございますのでご確認頂きたいと思っております。

以上で説明終わります。

議 長：説明が終わりました。

議案第31号について、質疑を求めます。

議 長：ありませんか。

【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。これより議案第31号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長：異議ないと認め、議案第31号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長：続きまして日程第7 議案第32号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは、議案第32号「農用地利用集積計画の承認について」ご説明いたします。今回は、所有権移転4件、賃貸借2件の申出がありました。議案書に基づいて説明いたします。

所有権移転

番号29番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 美都17番外7筆、地目 畑、合計面積 66,650㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年10月31日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

番号30番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 上里90番1外2筆、地目 畑、合計面積 44,161㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年10月31日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

番号31番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 上里130番外1筆、地目 畑、合計面積 38,557㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年10月31日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

番号32番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 布川15番1外11筆、地目 畑、合計面積 151,158㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年10月31日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

賃貸権

番号33番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 高台134番1外3筆、地目 畑、合計面積 42,577㎡、設定する利用権 種類 賃貸権、内容 普通畑、始期 平成30年10月31日、終期 平成35年8月28日、借賃 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立す

る当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号34番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 共和273番1、地目 畑、合計面積 43, 256㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年10月31日、終期 平成35年8月28日、借賃 ●●●●●円10a当り●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

位置図につきましては、次頁以降に添付してございますのでご確認いただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。

議案第32号の内29番から33番を先議いたします

議案第32号の内29番から33番について質疑を求めます。

議 長：ありませんか

【ありませんの声あり】

議 長：質疑を終結します。

これより議案第32号の内29番から33番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第32号の内29番から33番は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長：次に議案32号の内34番について質疑を求めます。

本件は津別町農業委員会会議規則第15条の規定により、迫田委員は、議事参の制限に該当いたしますので退席をお願いします。

【迫田委員退席】

議 長：議案第32号の内34番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。

これより議案第32号の内34番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第32号の内34番は原案のとおり可決することに決定いたします。

【迫田委員着席】

(15時00分)

以上総会の顛末を記録し、議事録の内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

平成 年 月 日

署名委員

平成 年 月 日

署名委員